

ご存知ですか？ 空き家の所有者・管理者には 管理責任があります

平成27年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。空き家やその敷地は個人の資産です。空き家所有者には、防災・衛生・景観等において地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないように、空き家等を適切に管理する責務があると定められています。

空き家をそのままにしておくと、 いろいろな問題が起こります！

不法投棄・劣化・雨漏り・害虫・雑草・失火・
湿気・苦情 など



管理責任を問われる可能性も！

空き家等を放置した結果、仮に倒壊や破損、火災などで他人に損害を与えた場合には、損害賠償などの管理責任を問われることもあります。



できていますか？

空き家の管理



空き家の管理はしっかりと

1

マメな管理

- ・空き家でご近所や周辺に迷惑をかけないためには、**定期的なメンテナンス**が必要です。
- ・**通風・換気・通水**や**草木**の手入れ、ポストの整理等。

2

相続は速やかに

- ・相続が発生したら、速やかに土地・建物の**登記手続き**を行きましょう。
- ・建物を活用できず放置したままだと、大切な財産が**親族の負担**となってしまう場合があります。

3

地域で

声をかけあって

- ・地域の代表者や近所の人と連絡先を確認しあい、**異常があった際に連絡をとれる**よう日頃から努めましょう。

空き家バンクに登録しよう

親から相続した家などを空き家にしておくことは、税金や維持管理の費用がかかります。**空き家は建物としての資産価値がある間に早めに活用することがおすすめです。**空き家を有効に活用するために**空き家バンクに登録**するという方法があります。

- 空き家バンクは、賃貸・売却を希望する空き家の情報を、空き家を借りたい・購入したいという人に紹介する仕組みです。
- 湯前町では、平成 27 年度から「ゆのまえまち空き家バンク」を運営しており、これまでの**登録戸数は 31 戸、成立戸数は 19 戸**です。
- 空き家バンクの情報は『ゆのまえかじり』にて掲載中♪
<https://www.yunomae-kaziri.com/>



空き家をリフォーム・解体したい人への補助制度もあります！

※ 5 年以上の定住要件あり

空き家を住める環境にしたい	空き家リフォーム補助	補助対象工事費の 1/2 最大 50 万円
空き家を解体して新築したい	空き家解体補助	補助対象工事費の 1/2 最大 80 万円
空き家にあるものを処分したい	空き家の家財道具等処分補助	補助対象経費の 1/2 最大 10 万円



補助制度を利用した人の声

Aさん

空き家バンクを通じて、住めなくなった空き家と土地を購入した後、空き家解体補助を使って解体し、念願のマイホームを新築しました。恵まれた環境で子育てができ、大変満足しています。

Bさん

空き家を購入し、空き家リフォーム補助を使ってリフォームし、町外から移住しました。補助金は、移住先を決めるときの後押しにもなるし、リフォームの手助けになりました。周囲の環境にも恵まれ、快適に生活しています。

お問い合わせ・お申し込み先

湯前町役場 企画観光課 ☎ 0966-43-4111
Mail : kikakushinkou@yunomae.kumamoto.jp

空き家のためにも今からでもできることがあります！

